

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月2日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第38号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中「別表の19の項及び61の2の項」を「別表の27の項及び93の項」に改め、同表6の項中「別表の27の項」を「別表の40の項」に改める。

別表第2第1項の表6の項及び8の項中

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
療育手帳に関する情報であって規則で定めるもの

を

「

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

に改

」

」

「

国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規
--

め、同表 9 の項中

規則で定めるもの

を

生活に困窮する外国人に対する
生活保護の措置に関する情報で
あって規則で定めるもの

」

「

国民健康保険法第 56 条第 1 項
に規定する法令その他の法令に
よる給付の支給に関する情報で
あって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に關
する法律による特定医療費の支
給に関する情報であって規則で
定めるもの

に改め、同表 18 の項中

」

「

身体障害者手帳に関する情報で
あって規則で定めるもの

療育手帳に関する情報であって
規則で定めるもの

を

「

身体障害者手帳に関する情報で
あって規則で定めるもの

に改

」

」

め、同表 20 の項中「介護保険法による保険料の徴収に関する情報」を「介護保険
給付等関係情報」に改め、同表中 21 の項を削り、22 の項を 21 の項とし、23
の項から 25 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 26 の項中

「

国民健康保険法による国民健康
保険の被保険者の資格に関する
情報であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

「
国民健康保険法による国民健康
保険の被保険者の資格に関する
情報を
に改
情報であって規則で定めるもの
」

め、同項を同表25の項とし、同表27の項中「特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)」に改め、同項を同表26の項とし、同表中28の項を27の項とし、同表に次のように加える。

28 市長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。